

＜違反対象物公表制度＞

消防法令違反の建物を



公表します



違反対象物公表制度とは

建物の利用者自らが、建物の危険性に関する情報を入手しその建物の利用について判断できるよう、岐阜市のホームページ上に建物の消防法令違反を公表する制度です。

公表対象となる建物は

飲食店、物品販売店、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物として、消防法令上「特定防火対象物」とされている建物で、次の公表対象となる違反が立入検査において認められた建物が公表対象です。

公表対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない違反です。

公表の時期及び方法は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に消防法令違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合、岐阜市のホームページ上に公表します。

公表する内容は

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③違反の内容

建物関係者のみなさまへ

飲食店、物品販売店などが建物に入居する場合や建物の増改築を行うことによって、新たに消防用設備等が必要になり公表対象となる違反となってしまうおそれがあります。事前に所轄消防署へご相談ください。



お問い合わせ先

岐阜市消防本部

予 防 課 058-262-7163

中消防署 058-262-7165

北消防署 058-231-5308

山県消防署 0581-22-0119

南消防署 058-272-2012

瑞穂消防署 058-327-0119

本巣消防署 058-324-0119